十七	東日本大震災等により被害を受けた者	東日本大震災等により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること
十八	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること

○文部科学省告示第八十八号

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第九条の規定に基づき、平成二十三年度において社会教育主事の講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数等並びに受講者の選定の方法を次のように告示する。

平成二十三年五月二十日

文部科学大臣　髙木　義明

一　講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数等

講習を行う機関	講習の期間	受講者の人数	問い合わせ先
国立大学法人北海道教育大学	七月二十四日～八月十三日	三十名	国立大学法人北海道教育大学学務部教務課 電話〇一一（七七八）〇九四六
国立大学法人岩手大学	七月十九日～八月十日	五十名	国立大学法人岩手大学地域連携推進センター 電話〇一九（六二一）六八五二
国立大学法人東北大学	六月二十日～八月二十三日	百二十名	国立大学法人東北大学教育学部 電話〇二二（七九五）六一〇五
国立大学法人宇都宮大学	七月十九日～八月十一日	百二十名	国立大学法人宇都宮大学生涯学習教育研究センター 電話〇二八（六四九）五一四四
国立大学法人お茶の水女子大学	五月二十九日～二月十二日	四十名	国立大学法人お茶の水女子大学教務チーム 電話〇三（五九七八）五一四一
国立大学法人新潟大学	七月二十五日～八月十九日	六十名	国立大学法人新潟大学学務部教務課 電話〇二五（二六一）五五三一
国立大学法人金沢大学	七月十九日～八月十九日	五十名	国立大学法人金沢大学地域連携推進センター 電話〇七六（二六四）五二七二
国立大学法人静岡大学	七月二十五日～八月二十日	五十名	国立大学法人静岡大学学術情報部 電話〇五四（二三八）四三一七
国立大学法人京都教育大学	七月二十五日～八月二十六日	八十名	国立大学法人京都教育大学教務課 電話〇七五（六四四）八〇二二
国立大学法人広島大学	八月一日～八月二十六日	四十名	国立大学法人広島大学大学院教育学研究科 電話〇八二（四二四）六八五九
国立大学法人香川大学	七月二十一日～八月十二日	三十名	国立大学法人香川大学生涯学習教育研究センター 電話〇八七（八三二）一一七三
国立大学法人九州大学	七月十八日～八月十日	八十名	国立大学法人九州大学学務部学務企画課 電話〇九二（六四二）二二四五
国立大学法人熊本大学	七月十八日～八月十九日	四十五名	国立大学法人熊本大学マーケティング推進部地域連携ユニット 電話〇九六（三四二）三一二一
国立教育政策研究所	七月二十日～八月二十四日	百二十名	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター企画課 電話〇三（三八二三）〇二四一
	一月十九日～二月二十四日	百二十名	

二　受講者の選定の方法

受講者の選定は、講習を行う機関が、関係都道府県の教育委員会及び文部科学省の関係職員をもって構成する運営委員会の意見を聴いて行うものとする。

○厚生労働省告示第百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十三年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表に第22部として次のように加える。

第22部　追加薬価（18）

品名	規格単位	薬価
（ち）		円
セベラマー塩酸塩錠400mg「G」	400mg1錠	39.00
セベラマー塩酸塩錠800mg「G」	800mg1錠	57.30
（つ）		
ツインラインNF配合経腸用液	10mL（混合調製後の内用液として）	9.60
（と）		
メインテート錠0.625	0.625mg1錠	26.60
（な）		
ラコールNF配合経腸用液	10mL	9.10

注射薬

品名	規格単位	薬価
（は）		円
ハーセプチン注射用60	60mg1瓶（溶解液付）	23,885
ハーセプチン注射用150	150mg1瓶（溶解液付）	56,003

○厚生労働省告示第百六十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十三年五月十九日までに製造販売された乾燥抗Ｄ（Ｒｈｏ）人免疫グロブリンについては、なお従前の例による。

平成二十三年五月二十日

厚生労働大臣　細川　律夫

医薬品各条の部乾燥抗Ｄ（Ｒｈｏ）人免疫グロブリンの条5・1の3を次のように改める。

3．Ｄ（Ｒｈｏ）因子で未感作のＲｈ陰性の女性に対し、分娩後、流産後、人工妊娠中絶後、異所性妊娠後、妊娠中の検査・処置後若しくは腹部打撲後72時間以内又は妊娠28週前後に投与する旨